

様式第3号（第7条関係）

## 会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和3年12月22日（水）14時30分から15時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - （1）委員 袴塚孝雄，園部優，潮田裕子，齊藤盛啓，笹沼慎一，皆川憲弘，原毅，土田記代美，奥田俊裕，外川善夫
  - （2）執行機関 大曾根明子，小林秀一郎，関根豊，加藤浩，佐藤修司，飯村久美，大野愛
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - 報告事項
    - （1）令和4年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について（公開）
    - （2）令和3年度の実施状況と令和4年度の必要保険税額について（公開）
  - 協議事項
    - （1）令和4年度の保険税率等改正方針（案）について（公開）
    - （2）令和4年度の保険税等改正（案）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称  
令和3年第1回水戸市国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容  
別紙のとおり

令和3年第3回 水戸市国民健康保険運営協議会

執行機関 定刻でございますので、ただいまから令和3年第3回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、\_\_\_委員、\_\_\_委員、\_\_\_委員、\_\_\_委員から、所用により欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次第に従いまして説明させていただきます。まず初めに、\_\_\_会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 （挨拶）

執行機関 ありがとうございます。

これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定によりまして、\_\_\_会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、\_\_\_会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは規則によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、皆様よろしくをお願いいたします。本日の出席委員は10名で、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議録署名人でございますけれども、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

会 長 御異議なしとの声ございましたので、それではさっそく指名させていただきます。\_\_\_委員さんと、\_\_\_委員さんをお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それではさっそく議事に入らせていただきます。

書面開催となりました8月の運営協議会で、水戸市国民健康保険税の税率等について諮問を受けましたが、12月に茨城県から国保事業費納付金等の仮算定額が示されておりますので、まずは、これらの内容を事務局から報告をしていただきます。

執行機関 （報告事項1 令和4年度国保事業費納付金（仮算定）について説明）

会 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御

意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、次に「報告事項第2号 令和3年度の実施状況等と令和4年度の必要保険税額について」事務局から説明願います。

執行機関 （報告事項2 令和3年度の実施状況等と令和4年度の必要保険税額について  
説明）

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようですので、報告事項について終わります。

続きまして、協議事項に移ります。「協議事項第1号 令和4年度の保険税率等改正方針（案）について」及び「協議事項第2号 令和4年度の保険税率改正（案）について」は、関連がありますことから、一括して事務局から説明願います。

執行機関 それでは、続きまして協議事項となります。資料の6ページをお願いいたします。

協議事項1，令和4年度の国保税率等改正方針（案）についてです。

（1）令和4年度水戸市国民健康保険税についてですが、まず、令和4年度の保険税につきましては、県が定める運営方針に基づく賦課方式を2方式へ変更し、それに合わせた保険税率等の検討をする必要があるため、本年8月に書面により開催いたしました運営協議会へ、「賦課方式及び税率等について」諮問をさせていただいたところでございます。

次に（2）水戸市の保険税率等改正方針（案）について説明いたします。令和4年度の2方式による保険税率改正の市の方針といたしまして、①、②と2点載せてございます。1点目でございますが、①繰越金の活用によるゼロ改定です。先ほど資料5ページにて御確認いただきましたように、現行税率3方式による令和4年度の現年分の保険税収入見込によりますと、必要な額に対し約3億6,000万円の不足が見込まれます。賦課方式の変更，2方式への変更にあわせて税率を改正することで、本来であればこの不足額を賄う必要が生じるところですが、経済状況も不安定な中にあり、被保険者の急激な負担増を招くことは、もちろん避けなければなりませんので、そういったことから、この不足分についてはこれまでの国保会計の繰越金を活用し、被保険者の負担軽減を図ることといたします。また、賦課方式を変更することによりまして、所得，世帯の人数構成等により、必ず保険税額の増減が発生することとなりますが、この部分についても、現行税率3方式により見込まれる保険税収入見込額と2方式で見込む収入見込額，保険税として集める額を同額とすることで、被保険者全体の税負担の総額が現行と変

わらないようにし、実質的な改定をゼロといたします。

さらに、②子育て世帯に対する負担軽減として、令和4年度から国において制度化されます未就学児の均等割軽減措置と、2方式に変更した場合に県が新たに配分する予定の交付金メニューを活用することで、子育て支援の観点から、子どもがいる世帯の負担軽減を図ることといたします。県の交付金を活用した負担軽減につきましては、就学児から18歳年度末までの方を対象といたします。

2方式による保険税率等の改正につきましては、これらの方針に基づきまして、改正等を進めることとしたいと考えております。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。協議事項2、令和4年度の保険税率等改正（案）についてでございます。

(1) 令和4年度保険税率等改正（案）ですが、賦課方式を2方式に変更することで、世帯構成や所得によりまして、税額が上がったり下がったりと、必ず保険税額に影響が発生いたします。応能割合（所得割）を上げることで、中間所得層など、所得が多い世帯の税負担感が強くなる傾向があり、反対に応益割合（均等割）を上げることで、単身、少人数世帯は負担感が軽減される一方、人数が多い多人数世帯ほど負担感が強くなる傾向があります。これらの影響を、税率等の試算を行う中で、世帯の人数構成、所得階層に基づき慎重に検証を行いました。さらに、応能（所得割）と、応益（均等割）の最適なバランスを考慮し、なるべく被保険者間の税負担に不公平感が出ないように、税率等改正（案）といたしました。

ここで、参考として7ページ下段を御覧ください。国保加入世帯と加入者の傾向についてまとめたものです。今回、税率等を試算していく中で、基礎データとしまして、令和3年9月の世帯等のデータを基に算定してまいりました。加入世帯数としては全体で、約36,000世帯、被保険者数として、約55,000人となっております。このうち、特に世帯の総所得が300万円以下であって、単身1人世帯から3人世帯までの数をまとめました。世帯数から見ますと、全体の36,000世帯に対して、1人世帯が59.7%、2人世帯が22.9%、3人世帯が5.2%という状況でして、1人世帯と2人世帯を合わせると全体の82.6%、3人世帯まで含めると87.8%と、ほぼ9割近い世帯が1人から3人世帯に集中している状況です。また、被保険者数については、1人世帯が38.8%、2人世帯が29.7%、3人世帯が10.1%となり、1人から2人世帯で68.5%（約7割）、3人世帯までで78.7%（ほぼ8割）を占める状況となっております。これらのことから、所得も300万円以下で、世帯の人数が少ない方々が多くを占めている傾向がうかがえると思います。

これらの状況も踏まえながら、税率等を設定するため、応能応益の賦課割合をどの程度で設定すべきかにつきまして細かく微調整をしながら、試算を行ってまいりました。割合を変更することで、様々な影響が出てまいりますけれども、そ

れらを検証しまして、本日（案）としてお示しする税率等については、医療分と後期高齢者支援金分の賦課割合をおおよそ 60 : 40、介護納付金分については、50 : 50 として設定いたしました。

60 : 40 とした理由としましては、例えば、集める額に対して、応能（所得割）と応益（均等割）の割合をすべて 50 : 50 と半々にした場合ですと、応能割（均等割）の金額が大きくなりすぎてしまい、所得が少ない方、かつ人数の多い世帯の方に大きく税負担の増が強く発生する傾向が出てしまいました。また逆に、所得が多い世帯についても、人数が少ない世帯の場合ですと、税額が減少してしまうなど、不公平感が目立つこととなりました。

また、応能割（所得割）を 60 以上（6割以上）とした場合ですと、所得の少ない世帯であれば、均等割が少なくなる分、ある程度の人数がいたとしても税額は低くなる傾向が現れましたが、所得割の割合が増加することで、ある程度の所得を持つ中間所得層の被保険者にとっては、税額の負担が増える結果となり、所得を持つ世帯の負担増が顕著に現れることとなりました。

このような賦課割合の調整をさせていただきながら、検討をしたところでありますけれども、これらのことから、加入者の大多数を占める、低所得で少人数世帯の被保険者の負担軽減を図りながら、また、所得のある世帯、人数の多い世帯の被保険者の負担の増加が逆に大きくなりすぎないように、バランスが取れた最適な割合として、応能応益の割合を、60 : 40 に設定をいたしました。

なお、介護納付金分のみ、賦課割合を 50 : 50 としておりますが、介護分については、対象者が 40 歳から 64 歳までと限定されておりますので、医療分、後期支援分とは切り離して試算、検討をいたしました。介護分に該当する被保険者については、状況としてほぼ 1 人世帯ないし 2 人世帯の方々となりますので、医療、後期支援金分のように、他人数世帯など、人数の影響をあまり受けにくい構造となっており、試算を行う中では、均等割の割合を少し上げた、応能応益半々の 50 : 50 での算定がベストであると判断したところであります。

こういった試算の結果に基づいて設定した保険税率等の（案）が 7 ページ中ごろの表、令和 4 年度保険税率等改正（案）となります。左側が現行の税率、いまの 3 方式の税率となりまして、右側が改正税率等（案）となっております。改正（案）をご覧ください。まず、医療分につきましては、改正（案）として所得割が 7.84%、均等割 30,500 円、次に後期高齢者支援金分につきましては、改正（案）が所得割 3.44%、均等割 12,600 円、介護納付金分につきましては、改正（案）が所得割 2.31%、均等割 15,200 円、いずれも平等割を廃止した 2 方式としております。

次にページを返していただき、8 ページをお願いいたします。2 方式による改正税率（案）による、令和 4 年度の必要保険税額となります。5 ページの現行税率により収入不足が見込まれた額については、改正の方針のとおり、表の⑦の部

分で繰越金を活用し不足分を補うこととしております。また、Dの現年分保険税収入見込額については、先ほどお示した2方式による改正税率（案）による収入見込額でありまして、繰越金の活用と改正税率（案）による保険税収入見込によりますと、Eの収入差額については、収入不足は発生せず、収支均衡が図られる見込みとなっております。

次に、別紙によりまして、改正税率（案）に基づくモデルケースによる保険税の税額等について説明をさせていただきます。

執行機関 続きまして、モデル世帯で現行の3方式と2方式とで計算した場合の比較について御説明いたします。別添の「モデル世帯による3方式と2方式の保険税額の比較表」を御覧ください。この資料は、会議終了後に回収させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

まず、試算した条件について、御説明させていただきます。表中①の列の現行は、現在水戸市がとっている3方式で、所得割、均等割、平等割の3つで計算する方法です。表中②の列については、2方式ですので、平等割がなくなり、所得割と均等割の合計となっております。

税率については表の上の方、先ほど説明がありましたが、所得割の税率は、現行の医療分が7.15%から2方式では7.84%、後期分が現行の2.35%から3.44%、介護分は現行の2.05%から2.31%となっております。均等割については、試算では30,500円、後期分は12,600円、介護分は15,200円となっております。平等割は、現行では設定されていますが、試算では2方式ですので、平等割はありません。

表の見方について御説明いたします。まず一番左の列が国保加入者の世帯人数と、世帯の数です。その右の列がモデルとして仮に設定した世帯の国保加入者の構成です。その右側にその世帯の、仮に設定した所得が入っております。その右の3つの列、法定軽減所得及び加入者数配慮のところは所得と世帯の中の国保加入者の数により、平等割及び均等割が軽減されるため、その減額の割合が7割、5割、2割ということで該当する世帯にその割合が記載されています。そのとなり、未就学児配慮というところは、来年度から法律によって実施される均等割の未就学児の5割軽減の適用について記載されています。そのとなり、就学児配慮が、県の交付金を活用した水戸市独自の就学児の均等割5割軽減の適用の有無です。なお、未就学児と就学児にかかる軽減については、所得と加入者数による軽減が該当となる世帯の場合は軽減後の額がさらに5割軽減されることとなります。

次に、表の世帯構成ごとの税額の、現行と試算での比較を、モデルケースで説明させていただきます。所得がある世帯は、世帯主のみに所得があるという設定で計算しております。

2方式にして平等割をなくすことで、単身、少人数世帯の負担感が軽減されるという点については表の一番上、所得がない単身世帯の方で、2方式にしますと17,300円となりまして、年額で6,700円の減額となります。

この1人世帯は、全世帯中62%と6割を超えておりまして、そのうち所得がゼロの世帯はその2割ほどとなっています。

次に、同じ所得で家族構成が異なる世帯を比較いたします。表の上から3番目、所得が200万円で子どもがいない2人世帯と、下から2番目、所得が200万円で子どもが2人いる4人世帯です。4人世帯については、仮に子どもの軽減が無かった場合は、53,900円の増額となりますが、19,400円の増額に抑えられ、子どものいない2人世帯よりも少ない増減幅となっております。

また、2方式にすると平等割がなくなり均等割が増額となることで、人数が多い世帯ほど負担感が強くなるとありましたが、その影響をできるだけ小さくするため、応能分である所得割と応益分である均等割の割合を6：4となるように税率及び均等割額を設定しています。

一方で、所得割の税率が上がりますと、所得がある世帯ほど増額の幅が大きくなります。そこで、介護分のみ応能分である所得割と応益分である均等割を5：5にしております。該当するのは、世帯員構成の欄に介護分該当と入っている世帯になります。所得の欄に注目していただいて、表の上から4番目、所得400万円の2人世帯で、表の右の増減額と増減率を見ていただきますと、70,000円、率にして13.17%の増となっております。こちらを仮に、介護も同じように応能：応益を6：4の割合で試算しますと、資料には書いていないのですが、83,700円、現行と比べて15.74%の増となりまして、増加の幅が大きくなってしまいます。

さらに、表の一番下の5人世帯で所得400万円の世帯では、現行と比べて2方式にした場合は87,800円、率にして14.12%の増となります。こちらも仮に介護分も応能：応益割合6：4で試算しますと、増加額は8万円台ではなく10万円を超えてしまいまして、10万1,500円、率にして16.33%の増となります。

このようなことを踏まえまして、所得のない世帯の負担はこれまでより軽くしつつ、多人数世帯や所得がある世帯への過度の負担を回避するように、所得割の税率及び均等割額を設定いたしました。モデル世帯による税の比較表の説明は以上です。

会長 はい、ありがとうございました。それでは、いま事務局の方から御説明をいただいたところでありますが、3方式から2方式についてのメリット、デメリット、また税に対する改正の考え方、これらについていま御説明いただきました。ここで何かございますか。要は、赤字になってしまうけれども、繰越分を使って、赤字を補填して、税率をなるべくいじらないで、従来どおり、しかし、3方

式から2方式に変わると、多少、影響額が出てくる方もおいでになりますよと、ただ、低所得者の方に関しては十分配慮している、というような御説明だったと思うのですが、何か、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

\_\_\_委員 そういったことで、2方式にしてですね、でも、いろいろ数字をいじるといろんな結果が出てくる、びっくりしました。この3億5,000万円分の赤字っていうのは、やはり今後、いま繰越金が多少ございますので、それをうまく使いながら、活用していきながらですね、市民の負担をできるだけ減らす、という方向がよろしいかと思います。

会 長 ありがとうございます。はい、\_\_\_委員。

\_\_\_委員 県に納める分が増えた分を、繰越金によって、全体はゼロ改定っていうことはよかったと思うんですけども、やっぱり、2方式にしたことで、差がかなり激しくなって、上がるところはかなり上がるっていう形になることがやはり、いま、国保税がなかなか高すぎて、苦しい、払えないところが多い中で、やっぱりちょっと、ここを2方式に無理やり当てていくのが、無理があったんじゃないかなと思います、それは見直すことができないのであれば、上がる世帯の、かなり大きく上がる世帯に対しての軽減を、水戸市なりに、黒字分のお金を活用するなりして、極端に上がる世帯への手当てというのを、さらに考えていただけないかということです。

会 長 はい。今の、\_\_\_さんの御意見に対しては、保険については、社会保険、共済保険いろいろあって、そして国民健康保険の場合には、こういった国民の保険を取り巻く環境の中でね、やっぱり水戸市からの補填をしながら、できるだけ税を低く抑えていくというような中で、所得の高い方に対して、値上げになったので、さらに、お金を入れて、というのはなかなかどうなのかなという気持ちがないわけではないんですが、いまの\_\_\_さんの考え方に対して、執行部で何かありますか。

\_\_\_委員 200万、400万の方は高いんじゃないでしょうか。

会 長 いずれにしてもね、所得の高い方に関しては、その分配方式をね、6：4じゃなくて50：50にして、できるだけその値上げ幅を抑えたと、というような努力についてはね、やっぱりきちっと我々も評価していかなければならないのではないかなというふうに思うんです。従って、ここからまた、一般財源入れてとか、いろんな話しになってしまうと、なかなか来年度以降の予算に間に合わないものです。



から、御意見として、お話しはうかがっておきたいと思います。

\_\_\_委員 高いって言っても、所得200万、400万で子ども二人、子ども育てたりしてれば、決して高い所得を持っている家庭とは思われないところで、2万円近い値上げになるっていうのはちょっとなかなか厳しいのかな。意見です。やっぱり平等割をなくしたことの影響が。

会 長 今のお気持ちはね、皆さん、わからないわけではない。ただ、ひとつの形としてね、決めていかななくてはならないので。意見については御意見としてうかがっておきます。はい、どうぞ。

\_\_\_委員 前回の時に、県の、状況の中では3方式よりも2方式の方に移行するところが、市町村で多いということが説明されました。で、水戸市はまだ3方式ということで、今後考えていく上では、やはり県内、ある程度まとまった形、2方式の方向へ進むのが妥当じゃないかなと考えます。試算について、いろいろ係の方で説明がありました。いろんなことやっていただきました。負担軽減の分と、それから不公平感がないようにということでもいろんな試算をやってくれたと思うんですが、どこが不公平感か、というのもちょっとはっきりわからないと思います。今の、現状で、所得の低い人が苦しんでるのか、高い人が、所得が高い人が払ってる額が、やっぱり、自分たちでも所得あっても払ってる分は、やはり苦しいって考えてるかもしれませんし、楽だって考えてるかもしれないので、この辺の不公平感はわかりませんけれども、ただ、係として、この辺が妥当かなというところでやってくれたんだと思うんですね。不公平感も考えながら、これが、私はある程度妥協する部分なのかなと思うのですが、ただ、これが決定というよりも、4年度分で、これで進んでいって、やっぱりもっともっといろいろ、やった結果、不公平感についてもまた出てくると思うので、改定もある程度考慮に入れて、4年度は進んでいくという形、要するに、変更はありきと考えて進んでいくことで、より不公平感をなくしていく、という方向に進んでくのがいいのかなと。やっぱり、決めなくてはいけないので、これは、係の方の今の試算で、私は賛成します。

会 長 いま2点お話しがありました。税率改正についてと、それから県内の3方式から2方式に移行している自治体、これについては、前回は、3年度においては、いろいろその地域によって違いますよっていうことだったのですけれども、今回、3方式から2方式に移行して、全体で、県の中で、どういう状況なのかというのは、説明できますか。

執行機関 はい、現行税率から、県の方では令和4年度から2方式の統一ということで進められているところなのですが、直近の調査等での情報ですけれども、ほぼ、全部の市町村については、現時点で2方式への移行を考えているということでしょうかっております。ただ、一つの市についてはまだ判断がつかない、というところもあるのですが、ほぼ、全部の市町村が2方式に向けて同じように進んでいるということでしょうかっております。

会長 方向性としては、県の意向に従って、3方式から2方式に移行している自治体が、概ね出揃ったというような状況みたいですので、この件については。先ほどの税率については、これ、個人差なんですね、不公平感とか高いとか安いとかというの。ですから、そういったところを勘案しながら、できるだけ不公平感がないように、また負担率が高くないようにということで、試算をしていただいたのではないかとこのように思いますので。今の御意見は伺っておかせていただいて、また次に生かしていきたいというふうに思います。あと、はい、\_\_\_委員。

\_\_\_委員 すいません、一つだけ質問になるんですけども、8ページの、表の中の、表のDのところ。2方式改正による収入見込額、54億9,350万円のところと、5ページに示された、現行でやった場合の、5ページに同じ表のDの欄で、現行3方式で計算した場合は、54億8,853万円、この数字の差額の説明をお願いします。5ページの下から2行目の数字と。3方式のときより2方式の方が少し上がっているかと思うんですけども。

会長 はい、その説明は大丈夫ですか。

執行機関 はい、まず資料の5ページの方のDの欄の54億8,800万円につきましては、現行の税率、今の税率で、令和4年度、税金を見込んだ場合に、この54億8,800万円程度の収入が見込まれますよという金額になります。税率改正の方針の方でもお話しさせていただいたように、ゼロ改定という前提で進めてまいりましたので、ここのDの54億8,800万円を2方式に変えても、この金額は動かないと、同額になるように、市民の方の税の負担が同じ金額になるように、2方式になることで多くなったり少なくなったりと、いう影響はもちろん出てしまうのですが、ここの税額を変えずに同額とすることで、全体の負担は変えないということで、ゼロ改定ということでやらせていただきました。それで、この5ページと8ページの金額に約500万円程度のずれが生じているところなのですが、2方式で税率等を見込む中で、目標としては、もちろん5ページの54億8,800万円という金額を目標に税率等の設定をしてきたところではあるのですが、やはり率です

とか、金額になりますので、全く同じ金額、目指すべき数字は同じなのですが、結果的に若干の誤差というものは出てしまっているのは、税率とか、金額の設定の結果、若干 500 万円程度の誤差は出てしまっているのですが、ほぼ同額という認識で改定の案を示させていただいたところです。

会 長 はい、大丈夫ですか。

\_\_\_委員 はい。

会 長 誰か、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

\_\_\_委員 先ほどの委員の方の御質問にあったように、なんで2方式に行くのかという、県の方の執行でそうなのかと。ただ、いま、44市町村でどうなっているかという、そのことも知りたいよねっていう話ありましたよね、前回ね。ですから、全部調べるのはなかなか無理だろうとは思いますが、同じような規模のほかの市ね、例えばつくばなり、日立なり。

会 長 いま、県内の状況については、執行部の方から、概ね2方式の方向に転換している状況がありますよ、というご説明はいただきました。

\_\_\_委員 その説明があったんですが、それだけではちょっとまだ不十分だろうというご意見でしょ。

\_\_\_委員 いや。

\_\_\_委員 それでよろしいんですか。

\_\_\_委員 2方式は、もう概ねそうなっているので、その方向へ行くことは賛成ですということす。

\_\_\_委員 それでよろしいですね。

\_\_\_委員 で、あと、内容的な、具体的に2方式の所得割とかということについては係の方でいろいろ検討、試算してくれたもので、4年度はとりあえず進んでいいんじゃないですかということで、賛成です。意見は賛成です。

\_\_\_委員 わかりました。私が余計なことを言ったかもしれません。それで、加えて、私

が言いたいのは、今日の御説明でも、一応執行部の御判断でね、御努力されてやられたっていうことは、課として認めますが、結論はこうなりました、そのための説明でしたということでおやりになってる、さっきの一つの問題も同じなんだけれど、その意味はわかるんですよ、努力としてもね。ただ、結果はこうなったけれども、それは先ほどお話しがあった、こういうふう考えたよというその大事なところをね、私どもとしては、やっぱり文にして、書面にして残しておいていただきたい。で、それがあれば、例えばそれが次の回とか、その次の回とか、どういうふう変わったかというときに、ああこの分析ということはもうちょっとこっちに加えたほうがいいのか、そしたらサジェストもできるかと思うんですよ。ですから、やってることについては認めて、これは了としますがね、ただ、ステップとして、私ども素人ですから、詳しいことは分析も、一応頭の中では考えますけどそこまでのことは分かってないですからね、ですからそれをわかるような記述で残していただきたい。これはちょっと大変な、御無理があるかもしれないけれど、ぜひ、こういう委員会なので、公表するということを目的にしなければね、この表は回収しますとおっしゃってるけど、それをぜひ残してもらおうというわけにはいかんでしょうかね。

会長 議事録の中に、今日御説明をいただいた内容も含まれます。その資料の中に、これはお返ししますけども、説明資料の中に添付していただくと、そういったことにしていただくということについては、可能だというふうに思いますので、それについてはそういった対応をしていくと。で、今日は、今お話しされている部分については、今、これからここで決定していくと、市長に対しての答申をさせていただきますという内容で、まずどういう税率でどんなふうにすればいいかというのをまず執行部の方で考えていただく。それを出していただいて、それをこの場で皆さん方から御意見がなければ、お認めをいただいて、それを答申案の中にまとめていく、という作業をしていきたいというふうに思います。ですから、今執行部が言われたことはすべて100%マルではありませんので、そのためには御意見をいただいて、概ねいいという御意見を、反対意見を含めていただいて、\_\_\_\_さんからは、こういう疑問についてはどうなのっていう御意見をいただいたところですので、いずれにしても\_\_\_\_委員のご心配のように、来年度、また再来年度、改正に向けて、こういう論議を含めてこのときこうだったと、というようなことも含めてですね、議事録として残させていただきたい、というふうに思っています。大丈夫ですか。

\_\_\_\_委員 はい、会長の御説明で、皆さん方、それで納得できますね。残るということであればね。それがないとこれらの話もね、一般の方ができたものも見せられるのと違って、考えなさいっていう場ですから、それがないとちょっとね、問題なん

でね。

会 長 今、ちょっと話しが先に進んでますけれども、それでは、今御説明をいただいた状況の中で、いろいろ御意見いただきました。そういったものをいただいた中で、この税率改正、課税方式及び税率改正についてでございますけれども、今事務局の方から御説明がありました内容で進めさせていただきたいと思いますが、何か他に御意見、はい、どうぞ。

\_\_\_委員 すいません、まとめてなくて、1件だけ、茨城県に対してですね、御報告でいきなり前年度と比べて41億円も納めるお金が高くなったわけですね。それによって水戸市がこう苦労して、いろいろ計算をしなきゃいけないわけで、県単位で、県が国保税全体を仕切ることになった中で、いきなり年度変りで40億円の、多額の負担を市町村、市に求めてきたってということに対して、何がしか意見を言うっていうか、急激な負担増に対して、県として緩和すべきじゃないかみたいな御意見を上げられたらいいのではないかと思います。

会 長 それでは今のその増額分について、説明してくれますか。

執行機関 先ほどの、県でいきなり上げてきたという話なのですけれども、だいぶ数字が上がったところの経緯はあるのですけれども、その前にですね、実はもっと高い数字が、仮算定ということで示されておりました。そこで、こうなってくると、市町村、水戸市だけではなくて、各市町村で対応が困難ということで、一度、説明会の開催があったところで、いろいろな市町村から意見が出されたこと、それからそれにのっとなって、県の方で再度算定のほうの見直しをして、今ここに落ち着いてきたというような経緯がございますので、申し入れのほうについては、だいぶ各市町村から行っているという経緯でございます。

会 長 はい、\_\_\_委員。

\_\_\_委員 むしろそういうことを委員会ですね、先に言っていたことの方が大事なんですよ。我々、投げかけた意味というのはそういうことがあるので、みんな県で言ってること、中ではオーケーだというような答えを出しちゃったのか、自分のところとか考えてみたら、無理なんだけど、ああそういうんだったら流れとして仕方がないのかなという形でいってとか、ニュアンスがかなり違うと思うんですよ。財政状況が、44の市町村があるんだから。だからその辺のところはね、先ほど申し上げたように全部というのは調べるのは大変だろうけども、せめて水戸市と同じような規模のところの考え方はどうなんだと、そういう検討なされた結果

どうなんだと、どういう情報が入ってますか、っていうことをちょっと一緒に述べていただけると、最終的にこの数字に落ち着いたんだけど、その過程、こういうことを踏まえてますよ、ということがわかるとね、全然話が違うと思うんですよ。そのことをね、先ほど委員の方も、おっしゃってたようなので、それに加えて私もお話しさせていただきました。

それともう一つはね、これは先走った老婆心みたいなことかもしれませんが、若い世代というか、単身世代、二人の世代ということで、何かそっちが有効だよっていうような形が出てきちゃうと、要するに結婚しない若者たちも増えてますよね。将来の人口構成なんかを考えたときに、そういう追い込み方になりやしないかということも、一応これは考えておかないと。例えば市の立場であれ、大きな全体の流れからすれば、そういうことを考えた上で、最終的な判断というのは、まだまだ待ってよということに、そういう意味も入ってるんだということは、入れておくべきだと思うんです。先ほど会長がおっしゃったように、これで即決じゃありませんよと、これはあくまでも検討資料ですよということで、皆さん、それはちょっと安心なされたと思うんだけども。そういうこと、ちょっと大変だろうと思うけども、加えながら、我々に審議していただけるとありがたい。

会長 はい、わかりました。今の事務局の説明で、今の件はよろしいですか。はい。それではそういうことで、一応御異議なしと言うふうな形をとらせていただいて、事務局案のとおりですね、御承認いただけるということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

それでは、概ね、当協議会としての御意見をまとめていただきましたので、市長への答申をしたいというふうに思っております。ただいまの御意見などを踏まえながらですね、今お決めいただいた内容で、さらに、皆様方の御意見を踏まえて、答申案を作成してまいりたいと、このように思っておりますが、よろしいでしょうか。答申案の作成につきましては、今日はお休みですが、私と\_\_\_\_副会長の方で、執行部の方と調整をさせていただきながら、作ってまいりたいというふうに思っておりますが、これについても、御承認いただけますでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは今日の議案については、すべて終了したわけでありましてけれども、今年度最後、今年最後でございますので何か皆様方から御意見等ございましたら。大丈夫でしょうか。はい、それでは次回の議事日程等については、執行部の方から説明をいただきますけれども、今年1年、振り返ってみますと、コロナに始まってコロナに終わったと、こういうふうな状況ではなかったかなと。その間に、書面議決等にも御協力いただいて、国保運営協議会が、一定のですね、それなりの役目を果たさせていただいたと、このことについては今日御出席の皆様は

じめ、委員の皆様方の御協力を賜って、心から深く感謝申し上げます。皆様にとって、この令和4年、素晴らしい穏やかな年でありますことを御祈念申し上げて、1年の締め括りとしたいと思います。ありがとうございました。それでは事務局の方へお返しいたします。

執行機関 ありがとうございました。本日は慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。いまお話がありましたけれども、次回の当協議会の開催についてですが、来年令和4年1月の20日、午後2時からを予定しておりますのでご報告いたします。開催通知につきましては、改めて事務局からお送りいたします。それでは以上をもちまして、令和3年第3回国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。